

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和 4 年 8 月 12 日 (金)
- 3 開催場所 書面開催
- 4 参加者数
 - (1) 委員 12 名
 - (2) 執行機関 5 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議事
 - (1) 令和 3 年度 国民健康保険特別会計決算状況の報告について
 - (2) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) の進捗状況について (報告)
 - (3) 新型コロナウイルス感染症について (報告)
 - ① 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について
 - (4) 保険税について (報告)
 - ① 未就学児にかかる保険税均等割額の軽減措置について
 - ② 課税限度額の引き上げについて
- 6 会議資料の名称
 - 議事 1 説明資料
 - 資料 1 令和 3 年度国民健康保険特別会計決算書
 - 資料 2 令和 3 年度国民健康保険特別会計 (決算説明資料)
 - 資料 3 第 2 期データヘルス計画 令和 3 年度保健事業進捗状況
 - 資料 4 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

- 資料 5 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について
- 資料 6 未就学児にかかる保険税均等割額の軽減措置について
- 資料 7 国民健康保険税課税限度額の引き上げについて
- 資料 8 マイナンバーカードが健康保険証として利用できます
- 資料 9 やまなしデータ de ヘルス事業 スマホでおトクに健康づくり

7 意見の内容 次のとおり

議事 (1)令和 3 年度 国民健康保険特別会計決算状況の報告について

議事概要 令和 3 年度末現在の国保加入者の状況は、1,996 世帯 3,093 人で、加入者は減少、平均年齢は少しずつ上昇しています。

令和 3 年度国民健康保険特別会計の決算状況ですが、歳入合計 1,800,739,849 円（前年度比 150,605,582 円の増）、歳出合計は、1,629,325,260 円（前年度比 124,843,997 円の増）で、歳入歳出差引額は、171,414,589 円（前年度比 25,761,585 円の増）となり、令和 4 年度会計に繰り越しています。（議事 1 説明資料・資料 1・資料 2）

意見 財政調整基金の積立がしっかり取れている。良いと思います。

意見 催告書発送、諸般の事情をもう少し詳しく説明していただきたい。

回答 例年 5 月頃と 11 月下旬～12 月頃に送付している滞納者への一斉催告書であります。令和 3 年 12 月頃発送分については町幹部の不祥事が明るみに出た状況の中で、発送を見送ることとなりました。

意見 滞納の増加の対応をどうするか。

回答 令和 3 年度の収納率は、滞納繰越分の収納率が前年比 4.71 ポイント増となった一方で、現年(令和 3 年)課税分の収納率が 1.85 ポイント減となり、全体で 85.89%、前年比 0.81 ポイント減となりました。

このことから、今年度は特に現年(令和 4 年)課税分の収納率向上に力を入れ、催告書の発送、電話催告、訪問による徴収など、税務課徴収担当と協力しながら取り組んで参ります。

各委員 ほか意見等なし

議事	(2) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の進捗状況について（報告）
議事概要	令和 3 年度保健事業進捗状況ですが、特定健診受診率、がん検診受診率、特定保健指導完了率、健康教室への参加率、ジェネリック医薬品への切り替え率について、目標値に対する実績値を報告。（資料 3）
意見	土日の受診で県平均よりだいぶ上回っている。
意見 回答	さらなる受診率向上を目指し取り組んでいただきたいです。 令和 2 年度の特健診受診率（実績値・確定値）をみると 55.1%で、県平均 39.0%を大きく上回ってはいるものの、令和元年度に比べ約 3 ポイント減となりました。 減少の要因としては、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの影響が大きいと思われませんが、受診率目標を達成できるよう、特定健診、がん検診ともに今後の受診率を注視し、受診しやすい環境づくり（日程の設定方法等）や啓発活動に取り組んで参ります。
各委員	ほか意見等なし
議事	(3) 新型コロナウイルス感染症について（報告）
議事概要	<p>①新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について</p> <p>①について、令和 2 年 4 月に「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給規則」を制定し、給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で要件を満たす方に支給しております。本町においては、令和 2 年 4 月から令和 4 年 7 月 31 日までに、計 6 件、283,608 円の支給を行いました。（資料 4）</p> <p>②について、昨年引き続き、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る富士川町国民健康保険税減免取扱要綱」を制定し、要件を満たす申請者に対し、国民健康保険税の減免を適応しています。（資料 5）</p>

意見 引き続き継続。2 類相当から 5 類に引き下げることが話題になっています。それから考えても。

回答 傷病手当金及び国保税減免の制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で国の財政支援も継続しており、今後も国の動向を注視しながら対応して参ります。

意見 傷病手当金は年間 2、3 件ですね。保険税減免については大変減っているようですね。

回答 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給件数は、令和 2 年度 1 件、令和 3 年度 3 件、令和 4 年度(7 月末現在)2 件となっています。

コロナ減免の適応件数は、平成 31・令和 2 年度 29 件、令和 3 年度 5 件、令和 4 年度(7 月末現在)0 件で、減少傾向にあります。

各委員 ほかに意見等なし

議事 (4) 保険税について (報告)

① 未就学児にかかる保険税均等割額の軽減措置について

② 課税限度額の引き上げについて

議事概要 ①について、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 4 年度から未就学児にかかる国民健康保険税について、均等割額の 2 分の 1 を減額する措置が始まりました。本町の令和 4 年度課税の状況をみると、対象となった世帯 38 世帯、軽減額の合計は町全体で 665,000 円となりました。(資料 6)

②について、国民健康保険法施行令の一部が改正され、令和 4 年度から課税限度額が引き上げられました。本町の令和 4 年度課税の状況をみると、課税限度額引き上げの影響を受けた世帯は 28 世帯。課税限度額の引き上げがなかった場合を試算し比較すると、課税額への影響は 690,500 円増となりました。(資料 7)

意見 公平性の観点からよろしいと思います。

意見 法律改正による見直しですね。

回答 ①は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正、②は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う見直しです。

各委員 ほかに意見等なし

その他 お知らせ

議事概要 ・マイナンバーカードについて（資料8）

マイナンバーが健康保険証として利用できること、申込方法、申請のメリット等について情報提供。

・やまなしデータ de ヘルス事業について（資料9）

健康アプリ kencom の紹介。登録のメリット、登録方法等について情報提供。

各委員 意見等なし